

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	静岡県東部総合美容専門学校
設置者名	静岡県東部理容美容学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の 単位数	省令で定める 基準単位数	配 置 困 難
専門課程	美容学科	夜・ 通信	61	7	
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2026/04/e1362b19bbe1e825345eccbf24e54682.pdf>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	静岡県東部総合美容専門学校
設置者名	学校法人 静岡県東部理容美容学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2026/06/6906788a135d5896189bc415c8c7b075.pdf>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	Rogos 株式会社 代表取締役社長	2025. 5. 12 ～2029 定時 評議員会終 結まで 4 年 間	人事 組織運営体制のチ ェック機能
非常勤	有限会社都容美 取締役	2026. 5. 18 ～2029 定時 評議員会終 結まで 3 年 間	労務 経営計画の策定
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	静岡県東部総合美容専門学校
設置者名	学校法人 静岡県東部理容美容学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) シラバスは、1月～2月初旬までに各科目担当教員が作成し、2月の校内教育課程編成会議で仮決定する。それを暫定版として1年生に配布し、ホームページ上でも公開する。2月に1年生に対してシラバスを基にしたガイダンスを行う。特に2年生で履修する総合選択コースの説明を中心に行う。学生は、その説明を基に次年度の総合コースを選択する。3月に総合コースが決定した後、学生からの意見、要望や、改善策等から勘案し、シラバスを各科目担当教員が見直す。見直したものを3月末の校内教育課程編成会議で決定する。新入生は、4月にシラバスを基に科目毎担当教員がオリエンテーションを行い、学校生活に見通しを持たせる。見直しをしたシラバスは、4月から5月にホームページにアップしてある暫定版と差し替え、ホームページ上に公開する。	
授業計画書の公表方法	https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2026/04/e1362b19bbe1e825345eccbf24e54682.pdf
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

1. 本校学則では、次のとおり定められている。「第9条(教育課程、標準授業時数及び成績評価)第2項教育課程の成績評価は、学年末において各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席停止等の特別な事情を除き、出席時数が標準時数の10分の9に達しない者は、その教科科目について評価をつけることができない。」

各教科の評価は、本校のシラバスに記載した担当教員の評価方法により、学修成果を測定することにより行われる。期末試験、検定試験、小テスト、提出物、レポート、出席状況等から学生がシラバスに掲載された当該授業でその水準まで習得できたかを問う。評定については、教科に関する技能、知識、思考、表現、興味関心进行评估し、出席状況も含めて、各教科の学習状況を総括的に評価する。評価は5段階で表し、5段階の表示は「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」とする。

2. 認定の基準

定期試験は、別に定める「学修成果の評価について」1評定(成績評価の基準)(2)定期試験の項目に基づき実施される。①定期試験は、毎学期実施する。②学期末の定期試験をもとに成績を作成する。成績は60点以上をもって合格とする。ただし、欠席者及び60点未満の者は追試、再追試を受けるものとする。③定期試験の結果を基に、各教科の評価方法で評定を作成する。④各教科の履修単位は、評定「秀」「優」「良」「可」の者に与えられる。⑤評定は、毎学期毎、成績表を作成し配布する。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 客観的な指標の設定については「学修成果の評価について」で定める。 2 GPA制度の活用 ア 本校は、教育課程における成績評価の客観性及び透明性を確保するため、GPA制度を活用する。イ 令和8年度以降の入学生については単位制とし、各科目の単位数に基づきGPAを算出する。ウ 令和8年以前の入学生については単位制によらないものとするが、授業時数を単位に換算し、当該換算単位数を用いてGPAを算出する。 エ 前二項における単位の算定基準は、美容師養成施設指定規則第3条の定めに基づき、講義、演習及び実習について30時間をもって1単位とする。授業科目ごとの成績評価を5段階の秀(100点～90点)・優(90点未満～80点)・良(80点未満～70点)・可(70点未満～60点)・不可(60点未満)で評価し、それぞれに対して、4、3、2、1、0のように数値(Grade Point : GP)を付与し、この単位あたりの平均(Grade Point Average : GPA)を出して、指導資料とする。公表は、学期毎成績表を作成し配布する。警告については、学修成果と授業時数の2点で発する。(1) 学年毎に出したGPAが低い学生の場合は、警告を出す。GPAの低い学生とは、GPAで並び替えたとき、下位1/4の学生であり、度数分布を掲示板で公開する。(2)「学修成果の評価について」3 進級・卒業の認定基準(1)出席授業時数は、学則別表の標準時数10分の9以上でなければならない。ただし、出席停止の場合は、補習を行い、欠課時数については補講によって補うことができる。その場合、欠課時数が多く、学則に定める授業時数に達しない又は、そのおそれがある学生は、保証人に通知して面接指導を行い、補講することとする。したがって、出欠を常時確認し、欠席の時数が多くなる前から警告を出し、欠席した時数の補講を実施する。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2026/06/79c2cf6840d43dee71305d3ce7b0b73f.pdf
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業認定については、学則に定めがある。必要な授業時数の定めと評定の定め両面から規定されている。第9条(教育課程、標準時数及び成績評価) 「2. 教科課目の成績評価は、学年末において各学年末に行う試験、実習の成果、履修状況を総合的に勘案して行う。ただし、出席停止等の特別な事情を除き、出席時数が標準時数の10分の9に達しない者は、その教科時数について評価を受けることができない。」 第10条(認定の基準)「本校の教育課程の修了又は卒業は、所定の課程を修了した者について、学習評価のうえ認める。なお、成績評価及び進級・卒業の認定基準については」別に定める。」 「学修成果の評価について」3進級・卒業に認定基準(1)出席授業時数は、学則別表の標準時数の10分の9以上でなければならない。但し、出席停止の場合は補習を行い、欠課時数については、補講によって補うことができる。その場合、欠課時数が多く、学則に定める授業時数に達しない又は、そのおそれのある学生は、保証人に連絡し、面接指導を行い、補講をすることとする。(2)学期毎の期末試験が全て合格しなければならない。①合格点は100点満点中60点以上とする。②不合格者は、追試・再追試を受けることができる。追試合格も60点以上とする。(3)各授業の実習成果・履修状況が、その担当教員の判断で「良好」と許可される者でなければならない。 第11条(卒業証書の授与)「校長は所定の課程を修了したと認めた者には、当該課程の名称及び修業年限を記入した卒業証書を与える。適切に実施するために、各学期に成績会議を行っている。2月に進級・卒業認定会議を行い、上記の認定基準に沿って認定している。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	「学則」 https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2026/04/449e9a24c9c36d24c85532c90e1f27af.pdf 「学修成果の評価について」 https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2026/06/79c2cf6840d43dee71305d3ce7b0b73f.pdf

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	静岡県東部総合美容専門学校
設置者名	学校法人静岡県東部理容美容学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2026/05/6ef8e441ab60f10e042e0a137436c041.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2026/05/6ef8e441ab60f10e042e0a137436c041.pdf
財産目録	https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2026/05/c0ce3a474e0e98e04b63c10fc7d85d55.pdf
事業報告書	https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2026/05/43a5c5a00aaa499f47e675621fa71753.pdf
監事による監査報告（書）	https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2026/05/fc3ad133b8627a5920f5f33c6398842e.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
衛生		専門課程	美容学科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
2年	昼間	6 7 単位	27 単位		40 単位			
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
1 6 0 人		1 2 8 人	0 人	8 人	7 人	1 5 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） （概要） 科目担当の決定後、担当者同士で授業内容を話し合い、使用教材についても決定する。 教材は全教員と事務職員で教材の適否と金額を検討し、次年度の予算化をする。授業

内容については、教育課程編成会議の検討内容と今年度の反省等をもとに改善点を話し合う。それをもとにシラバスの原案を作成し、暫定版とする。その後、年度初めにむけて変更したシラバスを公開する。
成績評価の基準・方法
(概要) 各教科の評価は、本校のシラバスに記載した担当教員の評価方法により、学修成果を測定することにより行われる。試験、提出物、レポート、出席状況などから学生がシラバスに掲載された当該授業でどの基準まで身につけたかを問う。評定については、検定試験を受けるものは、その結果を加味し、教科によって興味関心、思考、表現、知識、技能等の評価、また出席状況も考慮し、学習の状況を総括的に評価する。 評定は5段階で評価し、5段階の表示は「秀」(100点～90点)、「優」(90点未満～80点)、「良」(80点未満～70点)、「可」(70点未満～60点)、「不可」(60点未満)とする。「学修成果の評価について」によると、60点以上で合格、「不可」については、追試を受ける。追試においても60点以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
(概要) 進級と卒業認定については、次の学則に準じて行う。 第9条（教育課程、標準時数及び成績評価） 2. 教育課目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし出席停止等の特別な事情を除き、出席時数が標準時数の10分の9に達しない者は、その教科課目について評価を受けることができない。 認定の基準は次の学則に定める。 第10条（認定の基準）本校の教育課程の修了又は卒業は、所定の課程を修了した者について、学習評価の上認める。なお、成績評価及び進級・卒業の認定基準については別に定める。 「学修成果の評価について 3 進級・卒業の認定基準によると以下のとおりである。 (1) 出席授業時数は、学則別表の標準時数の10分の9以上でなければならない。但し、出席停止の場合は、補習を行い、欠課時数については補講によって補うことができる。その場合欠課時数が多く、学則に定める授業時数に達しない又は、そのおそれがある学生は、保証人に通知して面接指導を行い、補講することとする。 (2) 学期毎の成績が全て合格しなければならない。 ①合格点は、100点満点中、60点以上とする。 ②不合格者は、追試・再追試を受けることができる。追試合格も60点以上とする。 (3) 各授業の実習の成果、履修状況が、その担当教員の判断で「良好」と許可される者でなければならない。 第11条（卒業証書等の授与）校長は所定の課程を修了したと認めた者には、当該課程の名称及び修業年限を記入した卒業証書を与える。 適切に実施するために、各学期に成績会議を行っている。2月に進級・卒業認定会議を行い、上記の認定基準に沿って認定している。
学修支援等
(概要) 学生が最もつまずきやすい授業が実習授業である。この対策として、本校の実習授業の多くは、担当教員に実習助手などを加えて複数で指導を行っている。できる限りひとり一人に寄り添い技術の習得を確実なものにしている。授業を休んだ学生に対しては、欠課時数が0となるように、学期毎補講を行っている。成績評価を受けるためには、学則によると「出席時数が標準時数の10分の9に達しない者は、その教科課目について評価を受けることができない。」としているため、補講については学期毎に

実施する必要がある。できるだけ欠課時数が0となるよう指導し、授業の遅れを取り戻すようにしている。また、出席停止の学生については補習を実施し、出席停止期間中の遅れを取り戻すようにしている。学生によって技術を高めるために練習が必要となるが、その練習時間を始業前と放課後に確保している。その時間は、学年に問わず誰でも練習できる体制を整えている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
46 人 (100%)	0 人 (0 %)	44 人 (95.6%)	0 人 (0 %)
（主な就職、業界等） 美容室、アイラッシュサロン、美容業界			
（就職指導内容） 就職指導の質向上のため、2年間を見通して東美キャリア教育プログラム（TCEP：Tobi Career Educational Program）の時間を教育課程外で設けている。1年時に就職活動の方法や流れを学び、自分を知り、自分に合った美容室の選び方を学ぶ。求人票の見方や美容室への電話のかけ方、履歴書の書き方なども学ぶ。2年時にはサロン説明会に参加し、学生が企業の就職担当者と直接話す場をもつことを目的として自校開催している。また、7月末から30時間の実務実習を計画し、実際のサロンワークを体験する。並行して学生とカウンセリングしながら本人に適した就職先を決定している。			
（主な学修成果（資格・検定等））美容師国家試験、SBSメイクディレクター2級、3級、日本理美容福祉協会准福祉理美容士・福祉理美容士、ABEアイラッシュエクステンションアシスタントディレクター、SBS接客マナーディレクター2級、3級、SBS着付けディレクター2級、3級、JNECネイリスト技能検定2級、3級、SBSエステディレクター2級、3級、J-Colorパーソナルカラー2級、3級、JHCMAヘアケアマイスタープライマリー、日本ヘッドスパウエルネス協会ヘッドスパ3級			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
118 人	5 人	4.2%
（中途退学の主な理由） 意欲の低下、進路変更		
（中退防止・中退者支援のための取組） スクールカウンセラーによるカウンセリングが受けられる体制を整備している。また、1年次、2年次とも学年担任制をとっている。各学年担任外の複数の教員とそれぞれのクラスに対応している。学業面以外でもきめ細やかな指導を行っている。状況に応じて他教員との相談の場も設けている。東美キャリア教育プログラム（TCEP）で生き方、働き方について考える時間をとっている。学校選択でミスマッチがないようにAO入試で作文試験を導入し、将来の見通しを持っているか、職業に対する理解があるか、本校でどのような学習をしたいか等を明確にして、目的意識がはっきりした		

学生を募集している。

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
美容学科	150,000 円	540,000 円	1,032,000 円	その他は、教材費、実習費など
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				
入学前特待生試験を受験した者の中から、成績優秀者に 2 期目の教材費を一部補助している。また、奨学生に対して、納入期日までに授業料等を用意できない場合、奨学金が振り込まれるまで猶予している。また分割納入にも対応している。				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法 https://www.t-ribiyou.com/abouts/information/)		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制） ISO29993の認証機関JAMOTECから派遣された3名の委員が、学習目的、学習者、カリキュラム、教材、環境、評価などの学習サービスが規格に適合しているかを審査する。JAMOTECから派遣された審査員3名が審査を行う。3年に1回の更新審査と年に1回定期審査がある。 審査の結果は、「ストロングポイント」、「適合」、「コメント」、「オブザベーション」、「不適合」があり、規格と乖離がある場合は、「オブザベーション」または、「不適合」となる。本校では、毎年、審査結果をふまえ、「コメント」の指摘された場合は、校長、校内監査員、事務長が協議し、すみやかに改善することとしている。「オブザベーション」、「不適合」となった場合は、校長、校内監査員、事務長が改善策を協議し、是正報告書をJAMOTECに提出と同時に指摘事項をすみやかに改善することとしている。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
JAMOTE 認証サービス審査員	令和7年度	第三者評価機構
JAMOTE 認証サービス審査員	令和7年度	第三者評価機構
JAMOTE 認証サービス審査員	令和7年度	第三者評価機構
第三者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.t-ribiyou.com/app/wp-content/uploads/2024/09/99da060efbba57b8f7fb7208ab9be285.pdf		

(備考)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ○ホームページアドレス https://www.t-ribiyou.com/ ○学校案内・学生募集要項は、ホームページ又は、電話で資料請求
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	7080105002233
学校名 (〇〇大学 等)	静岡県東部総合美容専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 静岡県東部理容美容学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		41人（ 21 ）人	42人（ 22 ）人	42人（ 22 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	－ 人	－ 人	
	(うち多子世帯)	(－ 人)	(－ 人)	
	第Ⅱ区分	－ 人	－ 人	
	(うち多子世帯)	(－ 人)	(－ 人)	
	第Ⅲ区分	－ 人	－ 人	
	(うち多子世帯)	(0 人)	(0 人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	人	人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－ 人	－ 人	
	区分外（多子世帯）	12人	12人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				42人（ 22 ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	一人
3月以上の停学	0人
年間計	一人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	一人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	一人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。